

鴻巣市指定給水装置工事事業者の 申請事務に係るご案内

指定の申請と各種届出について



令和8年7月1日

鴻巣市役所 上下水道部

水道課 給水担当

指定給水装置工事事業者制度について

1 指定給水装置工事事業者とは（水道法第 16 条の 2）

指定給水装置指定事業者とは、水道事業者（鴻巣市）から、給水区域において給水装置工事を適正に施行することができると認められ、その指定を受けた者をいいます。水道法で定める指定制度において、「指定給水装置工事事業者の施行した給水装置工事に係るものであることを供給条件とすることができ」と定めています。そのため、当該水道事業者内において給水装置工事の事業を行う場合は、水道事業者の指定を受けた上で工事を行う必要があります。

2 指定について

◇指定を受けるには、必要な事項を申請書に記載、添付書類を添えて水道事業者へ提出してください。

（水道法第 25 条の 2）

◇水道事業者は、指定の基準に適合している場合、指定給水装置工事事業者として指定し、公示します。

（水道法第 25 条の 3）

◇指定の有効期間は、指定の日から 5 年間です。引き続き指定を受けるには、更新申請が必要です。（水道法第 25 条の 3 の 2）

◇事業所の名称や所在地、役員や給水装置工事主任技術者の状況等、届出事項に変更がある場合、変更届の提出が必要です。（水道法第 25 条の 7）

《関連法令と文言の定義》

水道法（以下、「法」）

水道法施行規則（以下、「施行規則」）

鴻巣市指定給水装置工事事業者規程（以下、「事業者規程」）

鴻巣市指定給水装置工事事業者（以下、「指定工事事業者」）

給水装置工事主任技術者（以下、「主任技術者」）

鴻巣市指定給水装置工事事業者証（以下、「指定事業者証」）

申請・届出の受付場所とお問合せ先

鴻巣市役所 上下水道部 水道課 （担当）給水担当

（住所）〒365-8601 埼玉県鴻巣市中央 1 - 1（本庁舎 1 階）

T E L（直通）0 4 8 - 5 7 7 - 8 1 3 3

受付時間 8：30～16：30（土日、祝祭日、年末年始の休日を除く。）

◇申請、届出の受付は、窓口または郵送（新規・更新は返信用封筒同封）で受付します。

◇窓口での受付は、申請書類確認のためお時間をいただきます。

目 次

1	新規の指定の申請	・ ・ ・ ・ ・	P 3
2	指定の更新申請	・ ・ ・ ・ ・	P 6
3	指定事項の変更の届出	・ ・ ・ ・ ・	p 7
4	給水装置工事主任技術者の選任又は解任の届出	・ ・ ・ ・ ・	p 8
5	指定給水装置工事事業者の廃止、休止、再開の届出	・ ・ ・ ・ ・	p 8
6	申請書類と各届出書の記入例	・ ・ ・ ・ ・	p 9

届出用紙等の記入例	掲載ページ
指定給水装置工事事業者指定申請書	P10～P11
機械器具調書	P12
写真台帳見本	P13
定款（原本の写しであることの証明）	P14
誓約書	P15
店舗全景・看板・案内図見本	P16
給水装置工事主任技術者選任・解任届出書	P17
指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書	P18
指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書	P19
指定給水装置工事事業者指定更新時確認書	P20～P22

1 新規の指定の申請

1.1 新規の指定の申請について

水道事業者の給水区域内において、給水装置工事を施行しようとする場合は、この指定を受けていないと工事を行うことができないため、指定の申請をしてください。また、指定を受けた後も、個人が法人になった場合や個人が死亡し相続人が事業を継ぐ場合には、新規の指定申請が必要になります。

1.2 申請事項

(1) 申請する事項（法第 25 条の 2、事業者規程第 4 条）

- ① 氏名又は名称及び住所（本店所在地）法人にあっては、その代表者の氏名
- ② 当該給水区域内での給水装置工事業を行う事業所の名称及び所在地（本店のみの場合は本店）
- ③ それぞれの事業所で選任されることとなる主任技術者の氏名及び免状の交付番号
- ④ 機械器具の名称、性能及び数
- ⑤ 事業の範囲
- ⑥ 法人にあっては、役員の氏名

(2) 指定の基準（法第 25 条の 3、施行規則第 20 条、事業者規程第 5 条）

※以下の要件に適合していると認められるときは指定を受けることができます。

- ① 事業所ごとに主任技術者として選任されることとなる者を置くこと
- ② 次に掲げる機械器具を有する者であること
 - ア 金切りのこその他の管の切断用の機械器具
 - イ やすり、パイプねじ切り器その他の管の加工用の機械器具
 - ウ トーチランプ、パイプレンチその他の接合用の機械器具
 - エ 水圧テストポンプ
- ③ 次のいずれにも該当しない者であること
 - ア 精神の機能の障害により給水装置工事業を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
 - イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - ウ 法に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 2 年を経過しない者
 - エ 法第 25 条の 11、事業者規程第 9 条の規定により指定を取り消され、その取消しの日から 2 年を経過しない者
 - オ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者
 - カ 法人であって、その役員のうちにアからオまでのいずれかに該当する者があるもの

(3) 指定の手続（法第 25 条の 2、施行規則第 18 条から 22 条、事業者規程第 4 条）

【提出書類】

申請書に必要な事項を記入の上、提出書類を添えて申請をしてください。

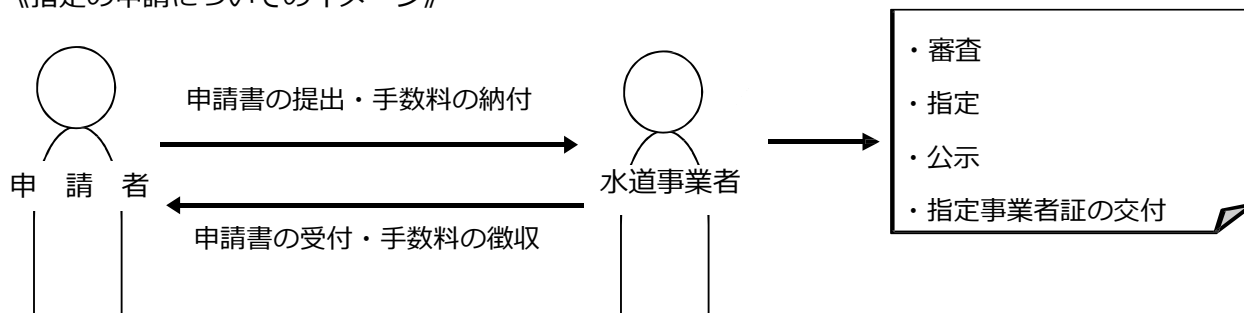
申請書類はホームページからダウンロードし、印刷してください。

共通	1	指定給水装置工事事業者指定申請書（施行規則様式第 1）
	2	誓約書（施行規則様式第 2）
	3	機械器具調書（施行規則別表） ※金切りのこ、やすり、パイプねじ切り器、トーチランプ、パイプレンチ、水圧テストポンプは必須
	4	機械器具調書に記入された機械器具の写真
	5	給水装置工事主任技術者選任・解任届出書（施行規則様式第 3）
	6	選任されることとなる主任技術者の免状の写し （申請時において有効な期間が記載された、主任技術者証の写しも可）
	7	事業を運営する事務所又は店舗の全景及び事業所名の分かる看板の写真
	8	事業を運営する事務所若しくは店舗の案内図又は地図
法人	9	定款の写し（原本写しであることの証明付・直近のもの）
	10	登記事項証明書（ 履歴事項全部証明書 ）（原本・発行日から 3 か月以内のもの）
個人	11	住民票の写し（原本・発行日から 3 か月以内のもの）

(4) 指定までの流れ

- ①申請に必要な書類を揃え、水道事業者へ提出してください。
- ②受付後、水道事業者が書類を確認し、要件を満たしていれば指定になります。
- ③手数料（1 件につき、10,000 円）を納入してください。
- ④納付確認後、指定事業者証を交付します。
- ⑤指定後 2 週間以内に、事業所ごとに主任技術者を選任し、届け出てください。

《指定の申請についてのイメージ》



(5) 申請書の記入に係る諸注意 ※10ページ以降の記載例も併せてご参照下さい。

《指定給水装置工事事業者指定申請書》

＜日付＞ 申請書を提出する日を記入してください。

＜申請者＞

	氏名または名称	住所	代表者氏名
法人	登記事項証明記載の本店	登記事項証明記載の本店住所	登記事項証明記載の代表者
個人	名称（屋号）ない場合は個人名	住民票の住所	—
※住所は、住民票の写し又は登記事項証明書記載のとおり記入してください。			

＜役員＞ ※法人のみ

登記事項証明書に記載されている役員（代表取締役、取締役、会計参与及び監査役）の全員の役職、氏名及びフリガナを記入します。合名・合資会社では、業務執行社員の氏名及びフリガナを記入します。

＜事業の範囲＞ ※給水装置工事の事業を行うものであることを確認します。

法人	登記事項証明書の「目的」に記載されている事業内容 ※「別途、〇〇事項全部証明書の「目的」欄のとおり」との記載でも可
個人	事業目的 「給排水設備工事、給排水衛生設備工事」等

＜事業所＞ ※申請書裏面

◇事業を行う事業所の所在地は給水区域内にある必要はありません。当該給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の情報を記入して下さい。指定状況を市のホームページに掲載します。

※「事業所の名称」、「郵便番号」、※「住所」、※「電話番号」、「ファックス番号」 ※を掲載します

◇選任される事業所ごとに、主任技術者の氏名、フリガナ及び主任技術者免状の交付番号を記入します。
複数の事業所を有する場合は、事業所ごとに選任を予定している主任技術者について記入してください。
次のような場合は、水道事業者と協議して指示を受けてください。

- ・複数の事業所と兼務する場合
- ・他の指定事業者と兼務になる場合

《機械器具調書》

◇「年月日現在」は、申請日を記入します。

◇調書は、4種に大別しそれぞれに所有する機械器具を記入します。

大別	管の切断用	管の加工用	接合用	水圧テストポンプ
必須用具	金切りのこ 他	やすり パイプねじ切り器 他	トーチランプ パイプレンチ 他	水圧テストポンプ

◇型式、性能は記入できる範囲で記入し、必ず4種の範囲で記入し、それ以外のものは記入不要です。

◇機械器具の写真は、機械器具調書に記入した名称及び数量と一致（整合）するよう作成してください。

《定款（写し）の原本の写しであることの証明》

◇表紙や最終ページなどの余白に証明してください。

《誓約書》

- ① 日付は申請日を記入してください。
- ② 「申請者」は、申請書に記入した者と同一で記入してください。
※「誓約書」は、法人にあっては役員全員が法第 25 条の 3 第 1 項第 3 号に該当しないことを誓約するものであるため、代表者が全員の誓約をします。

2 指定の更新申請

2.1 有効期間について（法第 25 条の 3 の 2、事業者規程第 6 条）

給水装置工事事業者の有効期間は 5 年とされ、有効期間内に更新を受けない場合は、その効力を失います。継続して指定を受ける場合は、有効期間内の更新申請が必要です。

有効期間は、交付している指定事業者証に記載されています。

2.2 更新申請前の確認

指定事項及び主任技術者の選任状況に変更が生じている場合は、更新前に変更届が必要です。

◇指定給水装置工事事業者指定事項変更の届出 → **P7「3 指定事項の変更の届出」**へ

◇給水装置工事主任技術者選任・解任の届出 → **P8「4 主任技術者の選任又は解任」**へ

2.3 更新の手続き（法第 25 条の 2 及び第 25 条の 3 を準用し、指定の申請・基準と同様の要件）

（1）指定の更新申請

◇有効期限の 2 か月前から 2 週間前までに、受付場所（1 ページに記載）までご提出ください。

◇郵送での申請書の提出・指定事業者証の交付は、返信用封筒を同封してください。

納付書送付用（長 3 封筒・110 円切手貼付）、事業者証送付用（角 2 封筒・180 円切手貼付）

◇有効期間は、従前の指定の有効期間満了の日の翌日から起算した **5 年間**になります。

◇指定事業者証の交付は、納付（1 件 10,000 円）確認後、窓口（郵送）で交付します。

※更新前の指定事業者証は、引き換え時に返却してください。

（2）提出書類

共通	1	指定給水装置工事事業者指定申請書（施行規則様式第 1）
	2	誓約書（施行規則様式第 2）
	3	選任されることとなる主任技術者の免状の写し （主任技術者証の写し）※申請時において有効な期間が記載されたもの
	4	機械器具調書（施行規則別表） ※金切りのこ、やすり、パイプねじ切り器、トーチランプ、パイプレンチ、水圧テストポンプは必須
	5	機械器具調書に記入された機械器具の写真
	6	事業を運営する事務所又は店舗の全景及び事業所名の分かる看板の写真
	7	事業を運営する事務所若しくは店舗の案内図又は地図
	8	指定給水装置工事事業者指定更新時確認書
法人	9	定款の写し（原本証明が必要。直近のもの）
	10	登記事項証明書（ 履歴事項全部証明書 ）（原本・発行日から 3 か月以内のもの）
個人	11	住民票の写し（原本・発行日から 3 か月以内のもの）

3 指定事項の変更の届出

3.1 届出が必要な事項及び届出期限（法第 25 条の 7、施行規則第 34 条、事業者規程第 8 条）

次に掲げる事項に変更があったときは、定められた期間内に届出が必要です。

	届 出 項 目	個人	法人	届出期限
ア	氏名又は名称（屋号及び有限・株式・合名・合資の組織変更の場合を含む）	●	●	当該変更の あった日から 30日以内
イ	住所（住民票の写し又は登記事項証明書に記載されている本店の所在地）	●	●	
ウ	事業所の名称又は所在地（当該給水区域で給水装置工事を行う事業所）	●	●	
エ	代表者の氏名（登記事項証明書に記載されている法人の代表者の氏名）		●	
オ	役員の氏名		●	
カ	主任技術者の氏名又は主任技術者が交付を受けた免状の交付番号	●	●	

3.2 提出書類

届出書＝指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書（施行規則様式第 10）

届出事項	法 人				個 人		共 通
	届出書	登記事項 証明書（原本）	定款 （写し）	誓約書	届出書	住民票	写真(店舗全景、看板) 案内図
氏 名					●	●	
名 称	●	●	△		●		●
住 所	●	●	△		●	●	●
事 業 所 の 名 称	●	○	△		●		●
事業所の所在地	●	○	△		●		●
代 表 者 の 氏 名	●	●	△	●			
役 員 の 氏 名	●	●	△	□			

主任技術者の氏名	●	戸籍抄本などの氏名が変更されたことが分かるものを提示
主任技術者の免状 の交付番号	●	「主任技術者の免状」又は「主任技術者証」の写し ※「主任技術者証」の写しは、申請時において有効な期限のもの

※●…提出が必須な書類。

※○…登記事項証明書に、事業所（支店等）の記載がないときは不要。

※△…定款の内容（記載事項）に変更がないときは不要。

※□…誓約書は、役員の変更が退任のみであるときは不要。

※登記事項証明書は履歴事項全部証明書とする。

3.3 届出の記入に係る諸注意

- （１） 日付は届出を提出する日を記入してください。
- （２） 「変更に係る事項」は、「3.1 届出が必要な事項及び届出期限」の表アからカとなります。
- （３） 「変更前」は、変更前の内容を記入してください。
- （４） 「変更後」は、変更後の内容を記入してください。
- （５） 「変更年月日」は、変更事項の生じた日（登記事項に記載がる項目は登記日）を記入してください。

4 給水装置工事主任技術者の選任又は解任の届出

4.1 主任技術者の選任又は解任の届出について（法第 25 条の 4、施行規則第 21 条・第 22 条、事業者規程第 13 条）

◇主任技術者を選任、解任したときは、遅滞なくその旨を届出てください。

◇主任技術者が欠ける場合は、「指定の取消し」要件となりますので、ご注意ください。

4.2 主任技術者の選任又は解任の手続

【提出書類】

届出事項	給水装置工事主任技術者選任・解任届出書 (施行規則様式第 3)	主任技術者免状の写し 又は 主任技術者証の写し (有効期限内のもの)
選 任	●	●
解 任	●	

4.3 届出を要する事項及び届出の期限（施行規則第 21 条第 1 項及び第 2 項、事業者規程第 13 条）

- (1) 新たに指定を受けたとき ⇒ 指定工事事業者の指定を受けた日から、2 週間以内
- (2) 選任した主任技術者が欠けるに至ったとき ⇒ 当該事由が発生した日から 2 週間以内
- (3) 選任した主任技術者を解任したとき ⇒ 遅滞なく届け出てください。
- (4) 主任技術者を追加して選任したとき ⇒ 遅滞なく届け出てください。

4.4 その他留意事項

- (1) 指定工事事業者が主任技術者を選任するときは、事業活動の本拠たる事業所ごとに、給水装置工事の技術上の統括者となる主任技術者を選任してください。
- (2) 主任技術者が複数の指定工事事業者を兼務する場合は、水道事業者の担当者と十分協議の上、指示を受けてください。
また、当該指定工事事業者が同一の主任技術者を選任することで他の指定工事事業者と兼務となる場合も同様に、水道事業者の担当者と十分協議を行い、指示を受けてください。

5 指定給水装置工事事業者の廃止、休止、再開の届出

5.1 廃止・休止・再開における届出について（法第 25 条の 7、施行規則第 35 条）

給水装置工事の事業を廃止又は休止したとき、事業を再開したときは、届出が必要です

5.2 廃止・休止・再開の届出手続（施行規則第 35 条、事業者規程第 8 条）

【提出書類】

●提出する書類及び添付書類

届出事項	指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書 (施行規則様式第 11 条)	指定事業者証 (返納)	届出期限
廃 止	●	●	30 日以内
休 止	●	●	30 日以内
再 開	●		10 日以内

※事業を再開したとき、休止の届出の際に添付された指定事業者証を返却します。

5.3 届出に際しての諸注意

- (1) 廃止の届出をした場合、再び給水区域内での給水装置工事の事業を行うときには、指定の申請をする必要があります。
- (2) 法人、個人を問わず指定の継承（個人の代表者の変更、個人から法人への移行、法人相互の営業譲渡など）はできませんので、「廃止の届出」を提出し、指定を受けなおしてください。

6 申請書類と各届出書の記入例

(表面)

指定給水装置工事事業者指定申請書

鴻巣市水道事業

鴻巣市長 様

※申請日を記入

年 月 日

※「大字」、「〇丁目」、「〇番地」等は省略せず、 住民票の写し又は登記事項証明書の住所の とおり記入してください。 ※法人の場合は、役職を記入してください。	申請者 氏名又は名称	鴻巣水道株式会社
	住 所	鴻巣市中央 1 番 1 号
	代 表 者 氏 名	代表取締役 水道 太郎
	電 話 番 号	〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇
	F A X 番 号	〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

水道法第 16 条の 2 第 1 項の規定による指定給水装置工事事業者の指定を受けたいので、同法第 25 条の 2 第 1 項の規定に基づき次のとおり申請します。

役員（業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者）の氏名	
フリガナ 氏 名	フリガナ 氏 名
※法人の場合（個人の場合は無記入） 代表取締役 スイドウ タロウ 水道 太郎 取締役 スイドウ ヘナコ 水道 花子 監査役 スイドウ イチロウ 水道 一郎	※登記事項証明書に記載されている代表取締役、取締役等の全員の役職と氏名を記入してください。 ※合名・合資会社では業務執行社員の氏名となります。
事業の範囲	※法人の場合（登記事項証明書の「目的」に記載されている事業内容） <u>別添、〇〇事項全部証明書の「目的」欄のとおり</u> との記載も可 ※個人の場合（事業目的） <u>給排水設備工事、給排水衛生設備工事</u> 等 ※給水装置工事の事業を行うものであることを確認します。
機械器具の名称、性能及び数	別表のとおり

（備考） この用紙の大きさは、A列4番とすること。

※主たる業務を行う事業所の名称（支店・営業所）を記入してください。支店・営業所がない場合は、本店となります。

（ 裏面 ）

当該給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称

鴻巣水道株式会社

上記事業所の所在地

〒365-8601
鴻巣市中央1番1号
TEL 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇
FAX 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇

上記事業所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名

給水装置工事主任技術者免状の交付番号

※郵便番号・電話番号・FAX番号は、必ず記入をお願いします。

スイドウ タロウ
水道 太郎

※免状のとおり記入のこと

第〇〇〇〇〇号

※算用数字で記入のこと

※本店に加えて、区域で事業を行う支店・営業所があれば記入してください。

当該給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称

上記事業所の所在地

上記事業所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名

給水装置工事主任技術者免状の交付番号

（備考） この用紙の大きさは、A列4番とすること

機 械 器 具 調 書

※種別は、記入例のとおりとします。
(施行規則第 20 条) 給水装置工事に特有の機械器具のもの (4 種類)

※申請日を記入

年 月 日現在

種 別	名 称	型 式、性 能	数 量	備 考
管の切断用の機械器具	<u>金切りのこ</u>		1	
	パイプカッター		1	ステンレス鋼管用
	エンジンカッター		1	
管の加工用の機械器具	<u>やすり</u>		1	
	<u>パイプねじ切り器</u>		1	
	パイプベンダー		1	
接合用の機械器具	<u>トーチランプ</u>		1	
	<u>パイプレンチ</u>		1	
	モーターレンチ		1	
<u>水圧テストポンプ</u>	※下線付きの器具は必須となります。		1	

※名称は、各種別に対して「最低 1 項目」の記入が必要です。
(提出する機械器具写真のもの)

※数量は、必要
最小限の員数
です。

(注) 種別の欄には、「管の切断用の機械器具」、「管の加工用の機械器具」、「接合用の機械器具」、「水圧テストポンプ」の別を記入すること。

(備考) この用紙の大きさは、A 列 4 番とすること。

写真台帳見本

※機械器具調書に記入された名称及び数量が写真と一致（整合）
するよう作成してください。

〈管の切断用の機械器具〉

・金切りのこ



・パイプカッター



・エンジンカッター



〈管の加工用の機械器具〉

・やすり



・パイプねじ切り器



・パイプベンダー



〈接合用の機械器具〉

・トーチランプ



・パイプレンチ



・モーターレンチ



〈水圧テストポンプ〉



※青色のマーカーが塗られた器具は
必須となります。

定款（写し） — 原本の写しであることの証明 —

定 款

鴻 巢 水 道 株 式 会 社

※定款（写し）の表紙や最終ページなどの余白に
記入してください。

この定款は原本と相違ありません

※代表者印を押印してください。

年 月 日

※「大字」、「〇丁目」、「〇番地」等は省略せず、
住民票の写し又は登記事項証明書の住所の
とおり記入してください。

※法人の場合は、役職を記入してください。

名 称 鴻巢水道株式会社 印
住 所 鴻巣市中央1番1号
代表者氏名 代表取締役 水道 太郎

誓 約 書

指定給水装置工事事業者申請者及びその役員は、
水道法第25条の3第1項第3号イからへまでの
いずれにも該当しない者であることを誓約します。

※申請日を記入

年 月 日

※「大字」、「〇丁目」、「〇番地」等は省略せず、
住民票の写し又は登記事項証明書の住所の
とおり記入してください。
※法人の場合は、役職を記入してください。

申請者 氏名又は名称
住 所
代 表 者 氏 名

鴻巣水道株式会社
鴻巣市中央1番1号
代表取締役 水道 太郎

鴻巣市水道事業
鴻巣市長 様

（備考） この用紙の大きさは、A列4番とすること。

店舗全景・看板・案内図見本

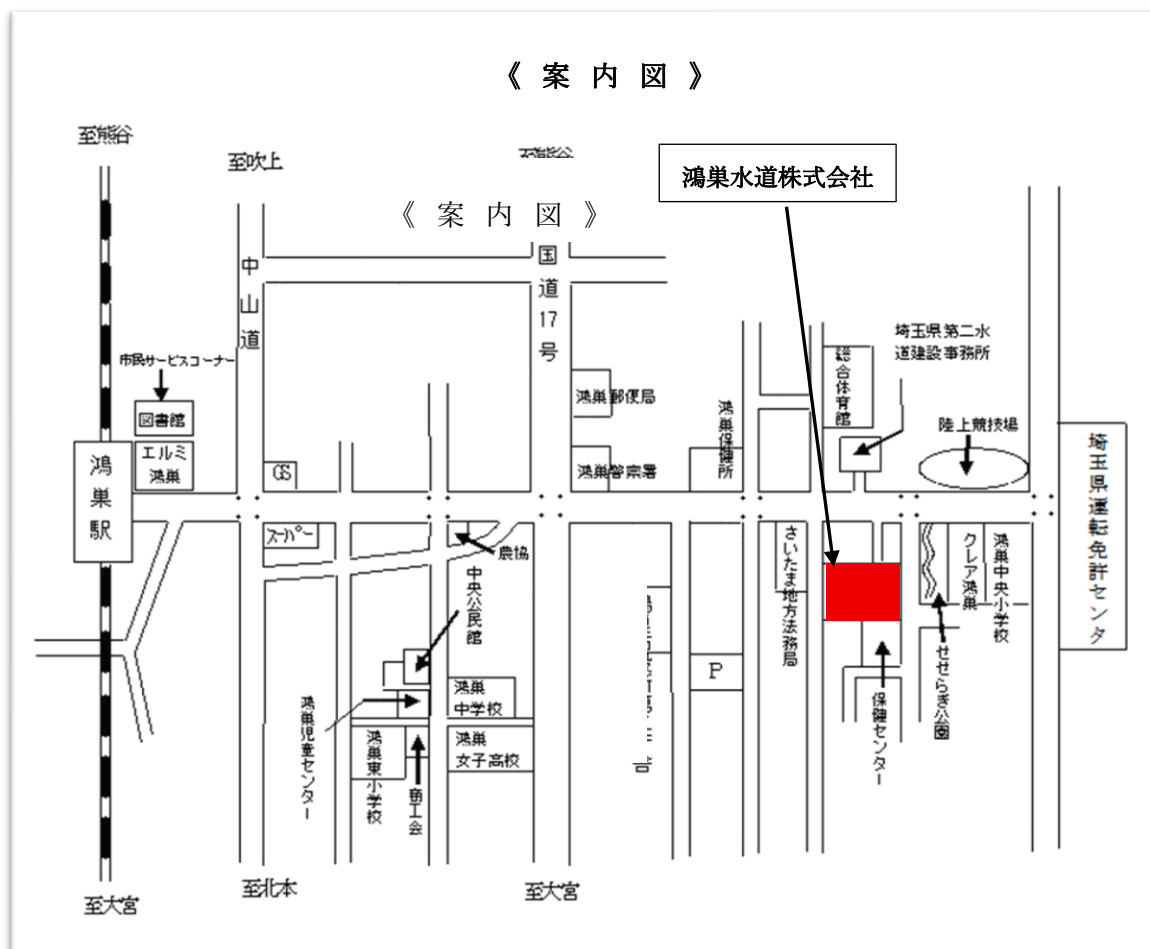


事業所を運営する事務所又は店舗の全景が分かる写真
事務所内の写真

看板等の写真

住所 〒365-8601 鴻巣市中央1-1
TEL 048-541-1321

《案内図》



給水装置工事主任技術者選任・解任届出書

鴻巣市水道事業
鴻巣市長 様

※申請日を記入
年 月 日

※「大字」、「〇丁目」、「〇番地」等は省略せず、
住民票の写し又は登記事項証明書の住所の
とおり記入してください。
※法人の場合は、役職を記入してください。

届出者
鴻巣水道株式会社
鴻巣市中央1番1号
代表取締役 水道 太郎
※届出時に、代表者本人が直筆で代表者氏名を記入したときは
代表者印の押印は不要です。

水道法第25条の4の規定に基づき、次のとおり給水装置工事主任技術者の
選任 解任 の届出をします。

※届出内容を選択してください。

給水区域で給水装置工事の事業を行う 事業所の名称	鴻巣水道株式会社	
上記事業所で選任・解任する給水装置 主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の 交付番号	選任・解任の年月日
※不要な文字を二重線で消してください。		
水道 太郎 ※免状のとおり記入のこと	第〇〇〇〇〇〇号 ※算用数字で記入のこと	〇年〇月〇日

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書

鴻巣市水道事業
鴻巣市長 様

※申請日を記入

年 月 日

※「大字」、「〇丁目」、「〇番地」等は省略せず、
住民票の写し又は登記事項証明書の住所の
とおり記入してください。
※法人の場合は、役職を記入してください。

届出者 → 鴻巣水道株式会社
→ 鴻巣市中央1番1号
→ 代表取締役 水道 太郎

※届出時に、代表者本人が直筆で代表者氏名を記入したときは
代表者印の押印は不要です。

水道法第25条の7の規定に基づき、次のとおり変更の届出をします。

フリガナ 氏名又は名称	コウノスイドウカブシキガイシャ 鴻巣水道株式会社		
住 所	鴻巣市中央1番1号		
フリガナ 代表者の氏名	代表取締役 スイドウ タロウ 水道 太郎		
変更に係る事項	変更前	変更後	変更年月日
氏名又は名称	株式会社 鴻巣水道	鴻巣水道株式会社	※登記日を記入 ○年○月○日
住所	鴻巣市東 三丁目8番17号	鴻巣市中央1番1号	○年○月○日
事業所の名称	株式会社 鴻巣水道 関東支社	鴻巣水道株式会社 関東支社	○年○月○日
事業所の所在地	鴻巣市人形 二丁目2番103号	鴻巣市中央1番1号	○年○月○日
代表者の氏名	代表取締役 水道 三郎	代表取締役 水道 太郎	○年○月○日
役員の氏名	取締役 水道 太郎	取締役 水道 花子	○年○月○日
	監査役 水道 四郎	監査役 水道 一郎	○年○月○日
	※変更した箇所のみ記入してください。		

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

廃止

指定給水装置工事事業者 ~~休止~~ 届出書

~~再開~~

鴻巣市水道事業

鴻巣市長

※届出内容を選択してください。

※申請日を記入

年 月 日

届出者

鴻巣水道株式会社
鴻巣市中央 1 番 1 号
代表取締役 水道 太郎

※届出時に、代表者本人が直筆で代表者氏名を記入したときは
代表者印の押印は不要です。

※廃止、休止にあっては指定事業者証を返納して
ください。再開する場合は返納した指定事業者
証の返還を受けてください。

廃止

水道法第 25 条の 7 の規定に基づき、給水装置工事の事業の ~~休止~~ の届出をします。

~~再開~~

フリガナ 氏名又は名称	コウノススイドウカブシキガイシャ 鴻巣水道株式会社		
住 所	鴻巣市中央 1 番 1 号		
フリガナ 代表者の氏名	代表取締役 スイドウ タロウ 水道 太郎		
(廃止 休止 再開) の年月日	※不要な文字を二重線で 消してください。	○年○月○日	※算用数字で記入のこと。
(廃止 休止 再開) の理由	廃業のため（廃止、休止、再開の理由を記入する）		

（備考） この用紙の大きさは、A 列 4 番とすること。

指定給水装置工事事業者指定更新時確認書

郵便番号、住所
〒365-8601 鴻巣市中央 1 番 1 号

氏名又は名称
鴻巣水道株式会社

代表者氏名
代表取締役 水道 太郎

電話番号
〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

役職は、登記簿上の役職としてください。

本店

日本水道協会埼玉県支部が開催する
広域研修会の受講実績を記載

提出先の水道事業者（水道事業者等の連携による広域開催も含む）が実施している指定給水装置工
事事業者講習会の受講実績（過去５年以内）

受講年月日（受講を証明する書類（受講証等）の写しを添付してください。）（公表： ☒ 可 ☐ 不可）	
年 月 日	未受講
（未受講の場合、その理由）※ 非公表	

指定給水装置工事事業者の業務内容

休業日、営業時間（修繕対応時間もご記入ください。）（公表： ☒ 可 ☐ 不可 ）	
休業日	： 土・日・祝日・お盆休み・年末年始
営業日	： 月曜日 ～ 金曜日
修繕対応時間	： 8時30分 ～ 17時15分
漏水等修繕対応の可否（公表： ☒ 可 ☐ 不可 ） （該当部に○をつけて下さい。詳細な内容を記入することも可能です。）	
☒ 屋内給水装置の修繕	☒ 埋設部の修繕
その他（ ☐ ）	
対応工事種別（新設・改造 等）：該当部に○をつけて下さい。（公表： ☒ 可 ☐ 不可 ）	
配水管からの分岐～水道メーター	（ ☒ 新設 ☐ 改造 ）
水道メーター ～宅内給水装置	（ ☒ 新設 ☒ 改造 ）
その他（公表： ☒ 可 ☐ 不可 ）	
※事業所所在地、※電話番号、FAX番号、ホームページ、メールアドレス等 ご記入ください。（※のみ公表します）	

給水装置工事主任技術者等の研修受講実績（過去5年以内）

水道法施行規則

第36条 法第25条の8に規定する厚生労働省令で定める給水装置工事の事業の運営に関する基準は、次の各号に掲げるものとする。（以下抜粋）

4 給水装置工事主任技術者及びその他の給水装置工事に従事する者の給水装置工事の施行技術の向上のために、研修の機会を確保するよう努めること。

自社内研修は、研修内容を記載してください。

受講者名（公表対象外）	研修会名、実施団体	受講年月日
水道 太郎	自社内研修 給水装置工事に係る関係法令・事故事例対応	○年 ○月 ○日
水道 太郎 水道 一郎	（公財）給水工事技術振興財団 給水装置工事主任技術者研修	○年 ○月 ○日
複数名記入可 ※給水装置工事に従事する方の 研修実績を記入してください。	外部研修は、研修の実施機関・研修会名・研修内容等を記入してください。また、受講を証明する書類（受講証等の写し）を添付してください。 なお、日本水道協会が実施する、指定給水装置工事事業者研修会は対象になりません。	受講を証明する書類（写し）に記載されている受講日を記入してください。
上記内容の公表の可否（公表には、ホームページ等への掲載を含みます。）		
可 不可		

※外部研修については、受講を証明する書類（受講証等）の写しを添付してください。

※受講者名は、公表の対象ではありません。

※行数が足りない場合は、必要に応じてコピー等してください。

過去 1 年以内の給水装置工事に主に従事した適切に作業を行うことができる技能を有する者の状況
水道法施行規則

第 36 条 法第 25 条の 8 に規定する厚生労働省令で定める給水装置工事業の運営に関する基準は、次の各号に掲げるものとする。(以下抜粋)

- 2 配水管から分岐して給水管を設ける工事及び給水装置の配水管への取付口から水道メーターまでの工事を施行する場合において、当該配水管及び他の地下埋設物に変形、破損その他の異常を生じさせることがないよう適切に作業を行うことができる技能を有する者を従事させ、又はその者に当該工事に従事する他の者を実施に監督させること。

☐ 「配水管からの分岐～水道メーター」の工事を施行しないため不要

過去 1 年以内の工事実績がない場合は、直近の状況を記載してください。

技能を有する者の氏名 (公表対象外)	配水管への分水栓の取付・せん孔、給水管の接合、いずれの経験も有しているか (○×を記入)	資格等を有しているか (○×を記入)		工事年度
			保有している資格等※	
水道 太郎	○	○	講習会修了者	平成 ○年
水道 花子	×	○	配管技能士	平成 ○年
水道 一郎	○	×		令和 ○年
	以下の、①～④の下線部に該当するものを記載してください。 それ以外の資格を保有しているときは、資格証等に記載されている資格名等を記入してください。 なお、資格を有するものは、証明する書類（資格証等）の写しを添付してください。			
上記内容の公表の可否（公表には、ホームページ等への掲載を含みます。）				
可 不可				

※以下に示す保有資格等(下線部)を記載してください。

- ①水道事業者等によって行われた試験や講習により、資格を与えられた配管工
(配管技能者、その他類似の名称のものを含む)
- ②職業能力開発促進法(昭和 44 年法律第 64 号)第 44 条に規定する配管技能士
- ③職業能力開発促進法第 24 条に規定する都道府県の認定を受けた職業訓練校の配管科の課程修了者
- ④公益財団法人給水工事技術振興財団が実施する配管技能の習得に係る講習の課程修了者
(配管技能者講習会修了者、配管技能検定会合格者、配管技能者認定)

資格を証明する書類(資格証等)の写しを添付してください。

「配水管からの分岐～水道メーター」の工事を施工しない場合は、任意の記載となります。

技能を有する者の氏名は、公表対象ではありません。

行数が足りない場合は、必要に応じてコピー等してください。